

国民健康保険診療施設(国保直診)の位置づけの検討について

令和7年4月18日 蕨市立病院

蕨市立病院では、現在、国民健康保険診療施設(以下「国保直診施設」)として位置づけることを検討しています。その背景と理由は、以下の通りです。

1、蕨市立病院は、蕨市が設置し、地方公営企業法の一部適用により運営しており、急性期医療を担っています。今後、蕨市立病院を国保直診病院として位置づけを行った場合においても、引き続き、地方公営企業として急性期医療を担い、国民健康保険加入者のみならず、市民、市外の住民誰もが受診できます。また、病院の運営や診療体制などについても従前どおりであり、「蕨市立病院」の名称にも変更はありません。

2、その上で、今後、市立病院の建替えを進めていく上で、より一層、病院の安定経営が重要となっていますが、「国保直診施設」とすることで、医療機器の購入や電子カルテの導入、建て替えを含めた病院整備、療養環境にかかる整備、健康教室などの保健事業などに対して、国から独自の助成が受けられる制度があり、病院の安定経営に向けて、有意義なものと考えています。

3、また、「国保直診施設」では、特定健診をはじめとする保健事業や超高齢社会に対応した地域包括医療・ケアに力を入れています。蕨市立病院では、これまでも、特定健診などの保健事業を積極的に推進し、地域包括ケアへの対応も進めてきました。また、「蕨市立病院整備基本構想・基本計画」においても、地域包括ケアへの対応に向けた地域包括ケア病床の新設や市民の健康の維持増進への対応として成人健診センターを院内に設置する方針などが示されており、その方向と合致するものであると考えています。

4、以上の理由から、蕨市立病院では、「国保直診施設」への位置づけを検討しているものです。「国保直診施設」へ位置付けるには、条例の改正が必要であり、今後、6月市議会への提出に向けて、検討を進めていく考えです。